

島本町男女共同参画社会  
をめざす計画  
(改訂版)

平成19年(2007年)7月

島 本 町

## はじめに

男女平等と女性の地位向上に関する取組は、昭和50年（1975年）の「国際婦人年」を契機として、世界的規模で展開されてきました。同年、「国際婦人年国際会議」で採択された「世界行動計画」にも示されているように、国際的要請を受け、わが国でも、男女共同参画社会への流れを確実なものとして定着させることをめざし、女性問題の解決に取り組んできました。その結果、法律や制度をはじめ社会の諸分野で、一定の改善がなされてきました。その到達点が平成11年度（1999年）に制定された「男女共同参画社会基本法」であるといえます。

しかしながら、実質的な平等が十分達成されたとはいえず、人々の意識や行動、社会の慣習の中には、女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っています。

本町では平成3年（1991年）「島本町女性の地位向上に関する計画」を策定し、さらに平成10年（1998年）には、「島本町男女共生社会の創造をめざす計画」を策定し、さまざまな施策を進めてまいりました。

しかし、女性を取り巻く社会情勢は著しく変化しており、男女共同参画社会基本法の趣旨、理念等を踏まえつつ、新たな課題にも的確に対応していくために、平成14年（2002年）3月「島本町男女共同参画社会をめざす計画」を策定しました。

その後、「次世代育成支援対策推進法」の制定や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正など、男女共同参画に関わる法律の整備が進められるとともに、人口の減少や超少子高齢時代が到来する中、平成18年（2006年）2月に成立した「島本町男女共同参画推進条例」に基づく、男女共同参画の視点を踏まえた見直しが必要となりました。そのため計画期間の中間年度である平成18（2006年）年度において、平成14年（2000年）以降の社会情勢の変化とこれまでの計画の推進状況の点検を行うとともに、目標年度である平成23（2011年）年度に向けて、より総合的な施策を推進するために計画内容の改訂を行うこととしました。

この計画（改訂版）の趣旨等の周知徹底を図られるとともに、関係機関等のより一層の連携と協力により、効果的な諸事業の推進が図られることを期待します。

# 目 次

第 1 章	計画の背景	1
第 1 節	女性を取り巻く情勢の変化	1
第 2 節	国連及び国・府における取組み	2
第 3 節	計画の基本的な視点	3
1	人権意識の高揚と人権の確保	3
2	固定的な性別役割分担意識の変革	4
3	政策・方針決定過程等への参画の促進	5
第 2 章	基本理念と性格等	7
第 1 節	計画の基本理念	7
第 2 節	計画の性格	8
第 3 節	計画の期間	8
第 4 節	施策の体系	9
第 3 章	課題と施策の方向	17
第 1 節	男女共同参画社会を実現するための意識 変革の促進	17
1	固定的な性差観の意識変革の促進	17
2	学校等における男女平等意識の促進	18
3	生涯学習の推進	19
4	家庭における男女平等意識の促進	20
第 2 節	労働における男女平等の推進	21
1	雇用における男女平等の推進	22
2	女性の雇用機会の拡大と職業能力開発の促進	22
3	雇用条件が不安定な就労者の労働条件の向上	23
4	家業に従事する労働者の労働条件の向上	24
5	雇用管理における男女平等の推進	24
第 3 節	社会参画の促進	25
1	政策決定等への参画の促進	26



# 第 1 章

# 計 画 の 背 景

# 第1章 計画の背景

## 第1節 女性を取り巻く情勢の変化

わが国は、世界に例をみない速さで高齢化が進行する一方、一人の女性が生涯の間に産む子どもの数(合計特殊出生率)が1.26人(2005年国勢調査による)と前年をわずかに上回ったものの、出生数の減少傾向は依然として進んでいる状況にあります。また、少子化と相まって、急速に高齢化が進行しています。

日本の女性の就業形態は、結婚や出産を機に仕事を中断し、子育て等が落ち着いた頃に再就職して職場に復帰するという30代前半を谷とし、20代前半と40代後半が山になるM字型になっています。男女が共に家庭責任を担えるような政策や子育て・介護への社会的支援など女性にとって働きやすい環境が整備されることによって、女性の就労率が上昇することは十分に考えられます。女性の抱える悩みについての相談の中で、夫・恋人等からの女性への暴力に関するものや、セクシュアル・ハラスメントに関するものが年々増えてきています。

平成10年(1998年)の国民生活基礎調査によると、戦後の家族の典型といわれた夫婦と未婚の子どものみの世帯の割合は3分の1まで低下し、単身世帯が増えるなど、家族の形態は変化し、多様化しています。若年層では未婚・非婚化・晩婚化が進展し、高年層では、高齢者シングル、高齢者だけで暮らす家族が増加しています。家族形態の多様化は、今後も進行するものと考えられます。従来の価値観にとらわれない生き方を選択する兆しが現れています。

わが国の経済活動において、国際化の流れと産業構造の変化は、女性の労働力の役割を高め、新たな雇用機会の創造につながると期待される反面、長期にわたる景気の低迷による女子学生の採用抑制、パートタイム労働などが多い女性の雇用に及ぼす影響も懸念されます。

このような現状から、活力ある21世紀をめざすためには、男女の公平な労働条件の整備と働きやすい社会環境づくりを促進することが必要となっています。

平成7年(1995年)北京で開催された「第4回世界女性会議」には、日本からも女性を中心に約5,000人が参加するなど、近年、男女共同社会の実現をめざす取組みが、多様な分野、領域にわたって活発化してきました。

女性の社会活動への参画は、その取組内容も、労働をめぐる問題をはじめ心とからだの問題や政治問題など多岐にわたっており、それぞれの団体・グループによる独自情報の発信やネットワークづくりなどに力を発揮しています。

本町においては、「島本町女性の地位向上に関する計画」並びに「島本町男女共生社会の創造をめざす計画」に基づき、男女平等を実現するための教育や啓発の推進をはじめ、各種の取組みを進めるとともに、女性の社会参加志向をより一層促進するため、平成8年（1996年）7月には、総合施設ふれあいセンター内に女性交流室を設置し、女性に関する情報提供や交流の場として利用されています。

その後、平成18年（2006年）4月に町、住民、事業者の責務や基本的施策を定めた「島本町男女共同参画推進条例」を施行しました。条例に基づき町が行う男女共同参画施策等について、苦情や相談がある場合、町長に申し出ることができます。

## **第2節 国連及び国・府における 取組**

本町では、平成11年（1999年）から平成13年（2001年）までの3ヶ年を計画期間とする「島本町男女共生社会の創造をめざす計画」を策定し、女性施策を積極的に推進してきましたが、その間、国連や国等において新たな動きも生じています。

平成12年（2000年）6月に、「女性2000年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。これは、平成7年（1995年）の第4回世界女性会議（北京会議）において採択された「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討するためのもので、この行動綱領は、暴力、健康、権力、メディア等の12の重大問題領域について、具体的な取組の指針を示し、それらの取組を実現するよう求めています。

また、「女性2000年会議」を通じて、女性の人権、性と生殖に関する健康と権利、女性に対する暴力の撤廃などの重要性が確認されました。

平成7年（1995年）から「人権教育のための国連10年」が始まり、人権教育の方向づけのひとつとして、男女平等教育の推進を掲げています。

こうした取組のほか、平成4年（1992年）「国連環境・開発会議」、平成5年（1993年）「世界人権会議」、平成6年（1994年）「国際人口・開発会議」、平成7年（1995年）「社会開発サミット」といった一連の世界会議の中でも、環境、人口、貧困などの地球的規模の課題を解決するためには、女性の地位向上と参画が不可欠であると指摘してきました。

わが国では、こうした国連の動きなどを踏まえた男女共同参画審議会答申の「男女共同ビジョン」と、北京会議で提起された行動綱領をもとに、平成8年

(1996年)12月に、新国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」を策定し、さらに、平成11年(1999年)6月には、ビジョン及びプランの中にその検討がうたわれていた「男女共同参画社会基本法」を制定しました。男女共同参画社会基本法では基本理念、施策の基本事項、国・地方公共団体及び国民の果たす役割、基本的な計画策定などについて定めており、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的にしています。

また、平成12年(2000年)12月には、国連特別総会「女性2000年会議」における成果も踏まえながら、基本法第13条に基づく法定計画として、男女共同参画基本計画(平成17年(2005年)改定)を策定しました。平成17年(2005年)に開催された「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」では、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

大阪府においても、平成13年(2001年)7月に国連及び国における取組を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、翌年の平成14年(2002年)4月に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されています。

平成18(2006年)年度は、計画期間の中間年度となることから、策定以降の社会の状況の変化とこれまで実施してきた施策を踏まえ、目標年度に向けて、計画の実効性を一層高めるため、計画内容の一部改訂が行われました。

### **第3節 計画の基本的な視点**

以上のような背景を踏まえ、「島本町男女共同参画社会をめざす計画」を平成14年(2002年)3月に策定し実効ある取組を進めてきましたが、男女共同参画に関する国内外や大阪府の動向、本町の現状や課題を踏まえ、本計画の改訂を行いました。男女共同参画社会の実現に向けて、次の基本的視点を踏まえて、この計画を着実に進めていきます。

#### **1 人権意識の高揚と人権の確保**

平成5年(1993年)の世界人権会議や平成7年(1995年)の第4回世界女性会議において、女性の権利は人権問題であることが改めて確認されました。

また、国際的な要請として、女性に対する暴力の防止と根絶のほか、メ

ディアにおける固定観念にとらわれない女性の描写と性の商品化や暴力的表現を見直すように求めています。

女性の権利は人権問題であることを再確認し、日本国憲法や「女子差別撤廃条約」に基づく女性の人権を確保するための取組を引続き推進するとともに、人権という普遍的文化の創造をめざした「人権教育のための国連10年」において、男女平等の意識形成を図る人権教育を進めることが重要であり、欠くことのできないものとなっています。

また、あらゆる分野への女性の参画について、その機会均等の確保にとどまらず、結果の平等が求められなければ、真の男女平等は実現されないとの認識をもつべき時代を迎えています。

こうした世界的な潮流としての認識を踏まえ、21世紀が真の男女平等による共同社会を形成できるよう、積極的に人権意識の高揚と人権の確保に努めなければなりません。

## 2 固定的な性別役割分担意識の変革

近年、女性問題に対する積極的な取組が進められてきましたが、女性という理由だけで、その能力を十分に発揮できず、社会的、経済的な不利益を受けるなど、今なお多くの課題が山積しています。こうした問題は、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会的な慣習や諸制度に根ざしているものといわれています。

今日、女性の社会参画も進み、職場、家庭、地域社会のあらゆる分野において、女性は大きな役割を果たしており、一見男女平等が確立されたかのように映ります。しかし、職場における男女の不平等は依然として存在しており、政策や方針の決定への参画なども、国をはじめ地方公共団体、企業等ではまだまだ低調といわざるを得ません。また、就業している既婚女性の多くは、「仕事と家事」といった二重の負担を強いられる状況となっています。

それぞれの個性や能力が尊重され、多様な生き方を選択できる社会を築いていくためには、法の下での平等から事実上の平等をめざし、これまで当たり前とされてきた男女のあり方（固定的な性別役割分担意識）や社会のシステムを見直すことが最も大切であり、不可欠なことといえます。

### 3 政策・方針決定過程等への参画促進

わが国が昭和60（1985年）年度に批准した女子差別撤廃条約では、その前文に「国の完全なる発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し」と、女性をあらゆる分野への積極的な参加主体としてとらえています。

また、こうした認識と併せて、参画者としての裏付けがあってはじめて、職場、家庭、地域社会における男女共同社会の創造が可能となり、性による差別のない新しい社会システムを築いていくことにつながるものといえます。

このため、個々の女性が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力をもった存在になることが強く求められています。

こうした基本的視点は、男女が法の下に平等であり、政治的、経済的、社会的関係等において差別されないとした日本国憲法の保障する権利の実現ともいえます。

女性が社会のあらゆる分野に参画し、社会を変えていく力を発揮するとともに、そうした役割を果たせるよう、社会的地位の向上を促進・支援することがますます必要となっています。島本町では、審議会委員への女性の登用割合は、当面2分の1を達成することを努力目標とします。

## 第 2 章

# 基本理念と性格等

## 第 2 章 基本理念と性格等

### 第 1 節 計画の基本理念

わが国は、日本国憲法において、国民が国家の意思を決定する権利（主権）とともに、すべての国民に侵すことのできない永久の権利として「自由」と「平等」をはじめとする基本的人権を保障しています。また、これらの権利は、平和な社会にのみ確保されるものであるとの認識のもと、恒久平和を希求する立場から戦争の放棄を宣言し、国民に平和なうちに生存できる権利をも保障しています。わが国の憲法が基本理念として掲げた基本的人権の尊重など、男女(すべての人々)が自由かつ平等に政治をはじめ、あらゆる分野に参加して、その持てる能力を発揮できる権利を保障されなければ、人間社会における真の発展や平和は期待できません。また、平和が保たれなければ自由や平等(基本的人権)が確保されたことにはなりません。

一方世界的には、国連は昭和50年(1975年)を「国際婦人年」として、これに続く10年間を「国際婦人の10年」と定めてから、「平等・発展・平和」のテーマのもとに女性の地位向上をめざす取組が全世界で展開されてきました。

男女共同参画社会の実現にあたっての基本理念は、わが国の憲法が掲げている基本的原理に基づく基本的人権の尊重であり、男女(すべての人々)が自由かつ平等に、政治をはじめあらゆる分野に積極的に参加し、その持てる能力を発揮することにより、人間社会における真の発展と平和の実現をめざそうとするものといえます。また、真の男女平等社会を実現するためには、男女が共に自立し、平等・対等にあらゆる分野に参画し、共に考え、行動し、責任を分かち合っていくことが大切です。

本計画は、以上のような認識のもとに、21世紀における、少子・高齢化、高度情報化、国際化、人々の価値観の多様化・個性化などの社会情勢の変化に対応しつつ、「共につくりよう生きがいのある女と男の21世紀」をスローガンとして、男女各々が自立した人間として、その人権を認めあい、共に協力しながら、真に男女平等の新しい社会の創造をめざそうとするものです。

女性問題の解決を積極的に推進することは、ひとり女性の人権のみならず、住民一人ひとりが個人として尊重され、ふれあいと潤いに満ちた人間尊重の町づくりに大きく寄与するものと確信するとともに、男女が共にあらゆる分野で個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀において、私たちが取り組むべき緊要な課題となっています。

## 第 2 節 計画の性格

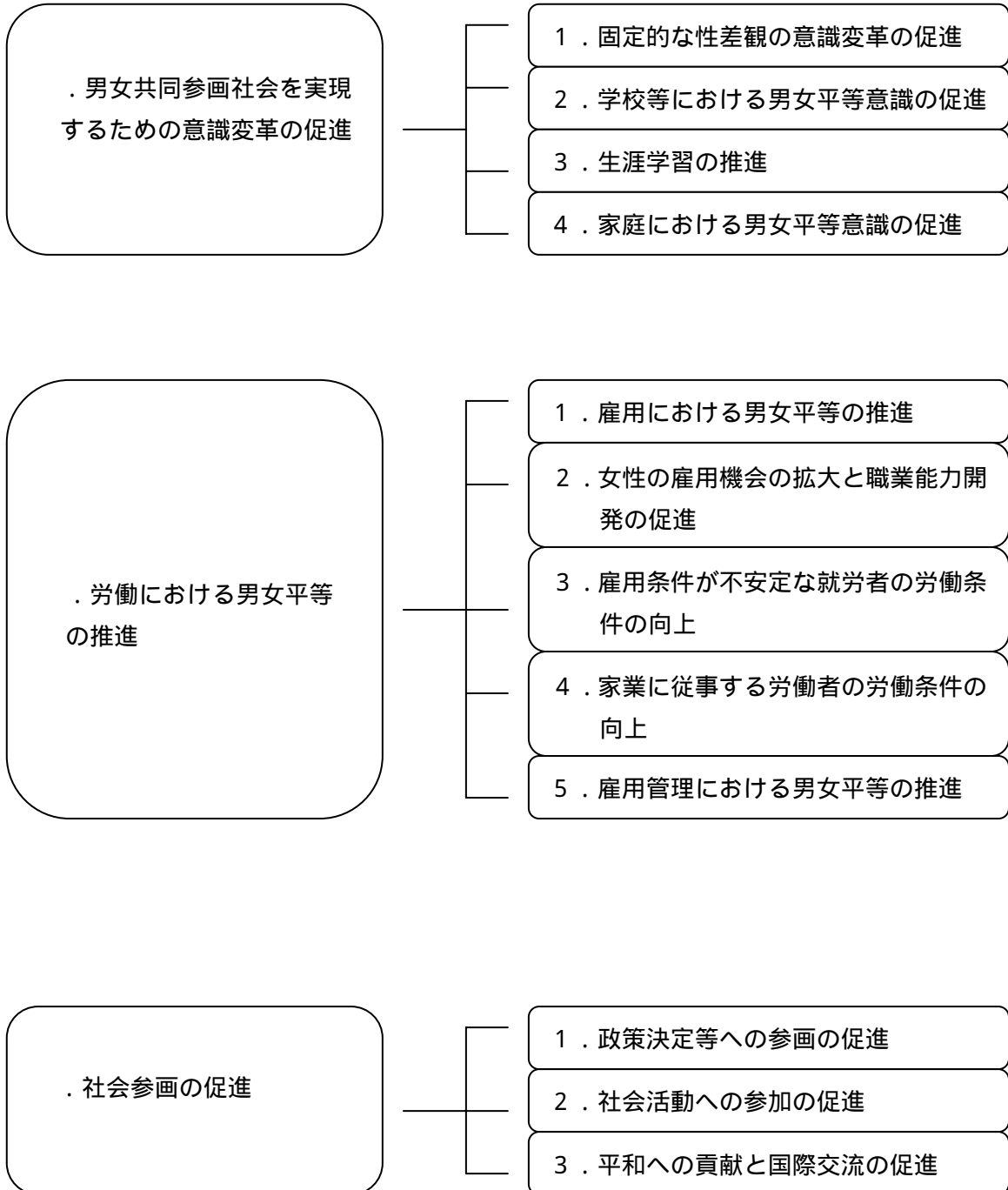
この計画は、島本町男女共同参画推進条例第 10 条に基づく基本計画として策定されたもので男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的指針となるものです。

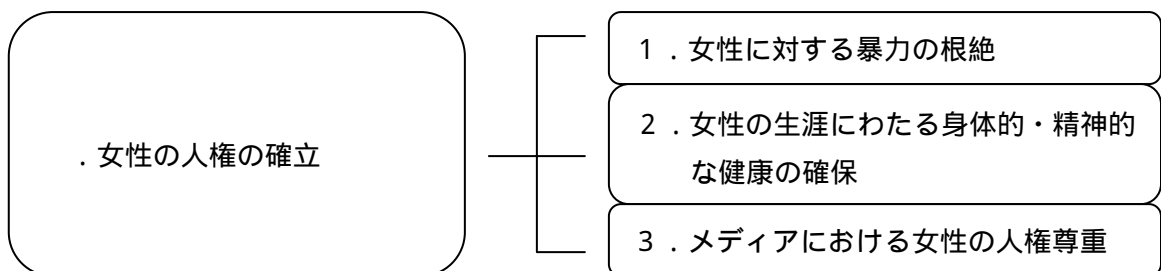
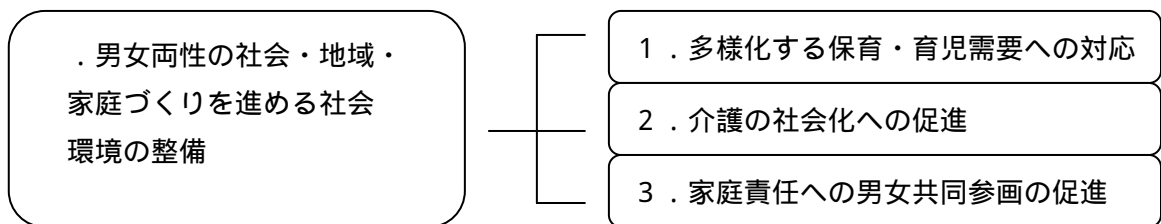
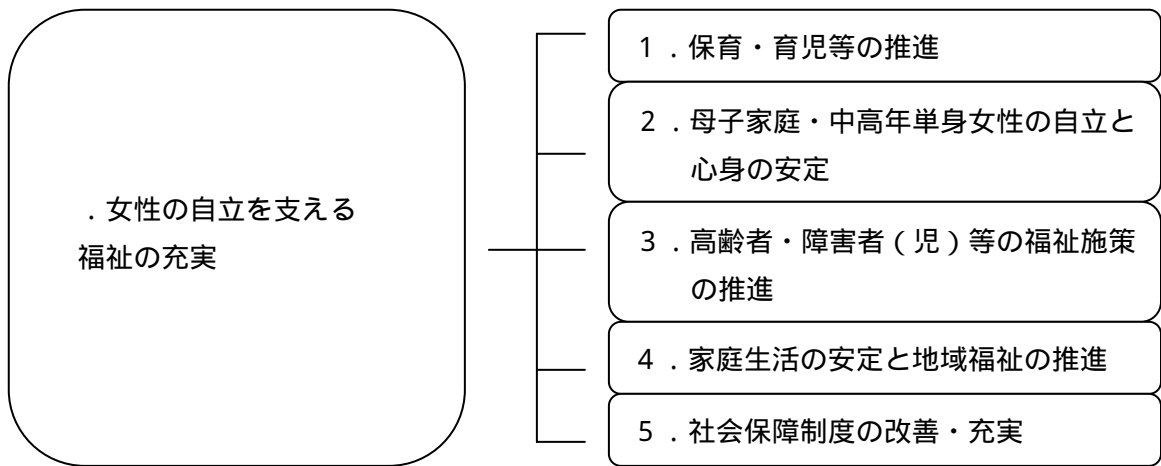
- (1) この計画は、男女共同参画社会の実現をめざし、本町の実施すべき施策の基本方向、主要課題及び施策内容を明らかにするものです。
- (2) 計画の内容については、社会情勢の変化等に十分対応し、必要に応じて随時見直しを行います。
- (3) この計画では、男女共同参画社会の実現ための施策のほか、女性の自立と参加を進めるための施策と条件整備等についてとりあげます。
- (4) この計画は、国あるいは大阪府における行動計画を踏まえ、町が果たすべき役割の分野に重点をおきました。
- (5) 男女共同参画社会の実現にあたっては、広域的な取組とともに、町の行財政制度上の限界もあり、国や大阪府の施策に待つものも多くあります。これらの事項や法律等の改正によらなければ、実現し得ない問題については、その実現について、それぞれ国・府・関係機関等へ働きかけることとしました。

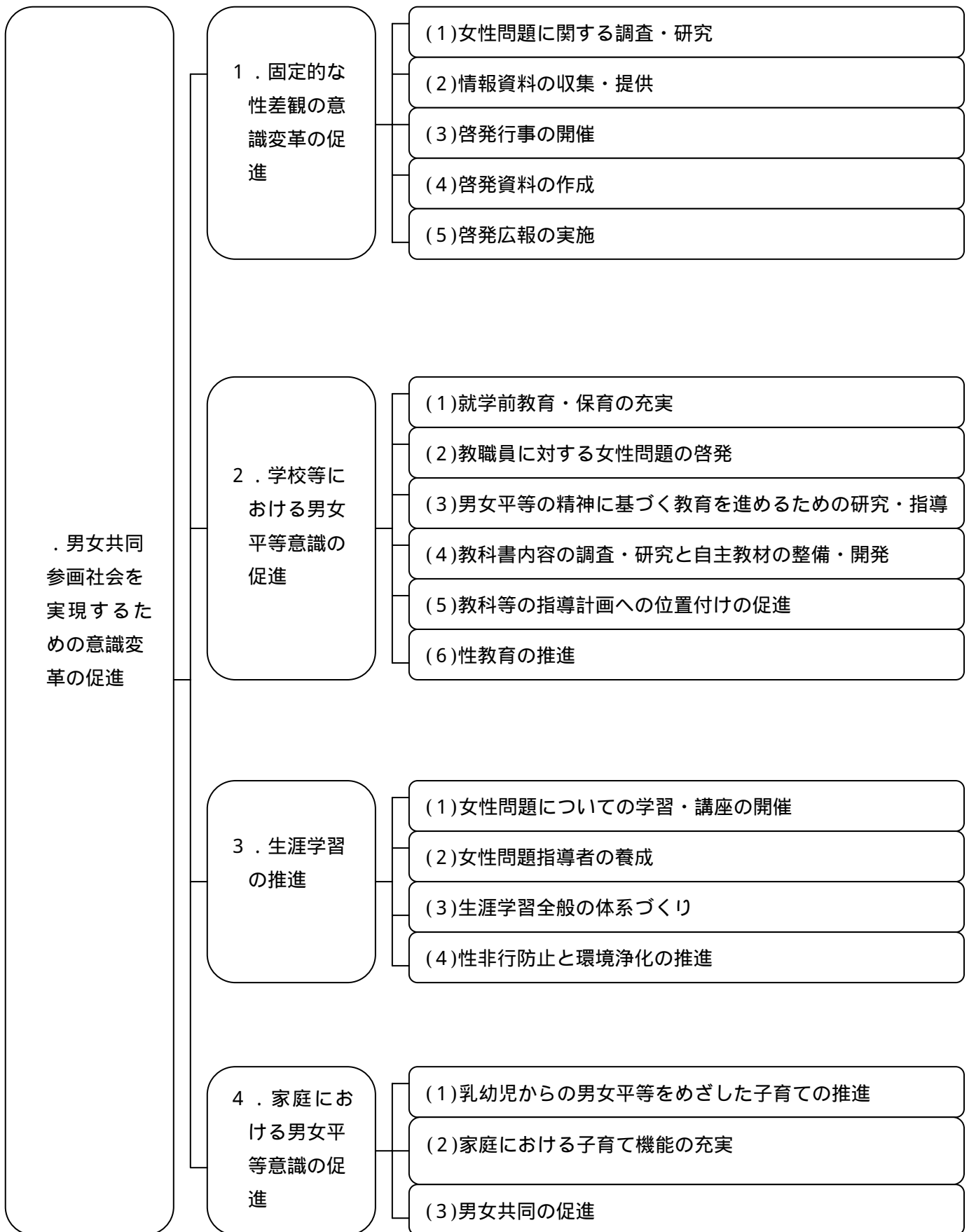
## 第 3 節 計画の期間

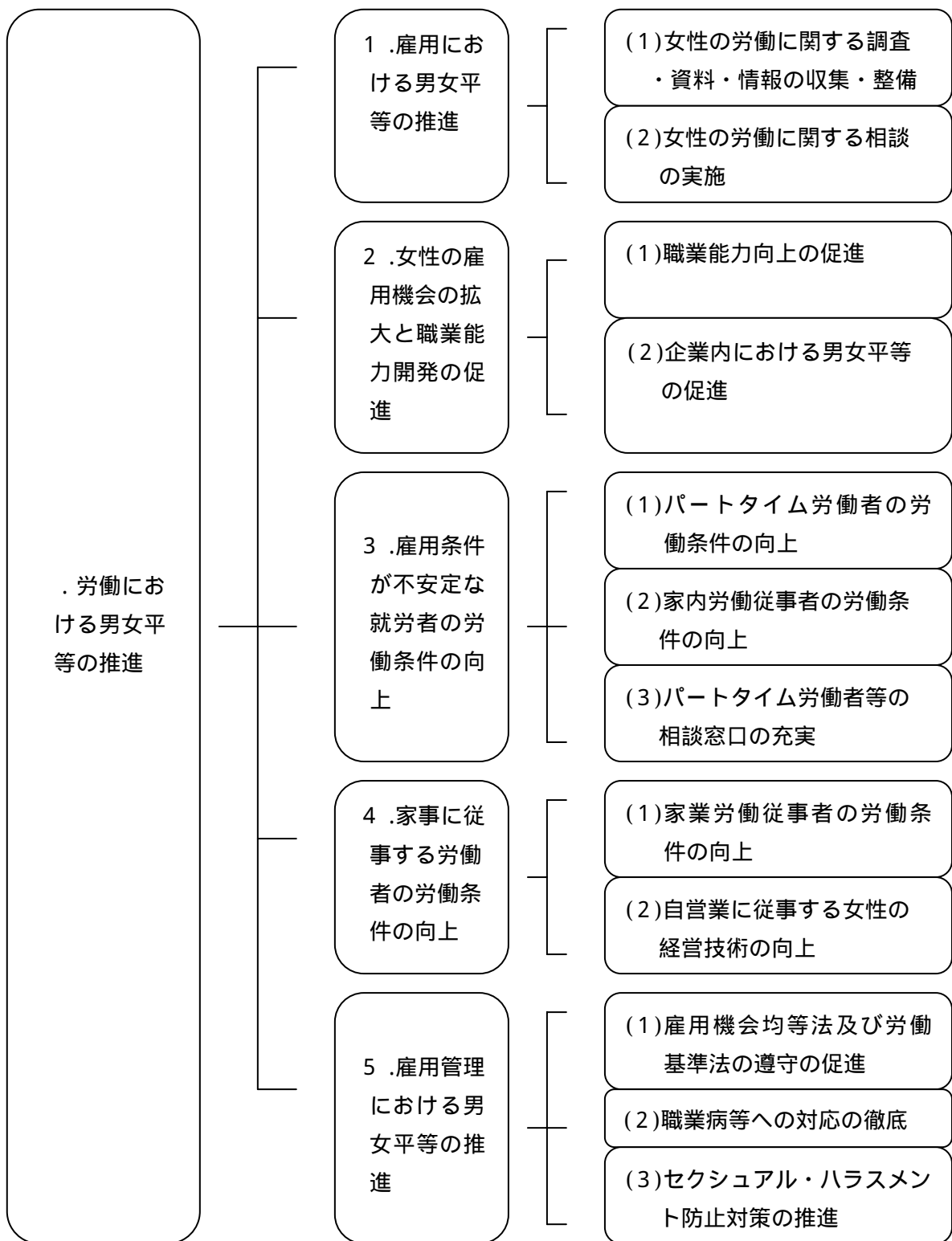
この計画の期間は、平成 14（2002 年）年度からおおむね平成 23（2011 年）年度までの 10 年間です。中間年にあたる平成 18（2006 年）年度に計画の進捗状況を明らかにし、また「島本町男女共同参画推進条例」の制定と国内外の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要な見直しを行い改訂したものです。なお、今後も社会情勢に対応した適切な施策を推進していくため必要に応じて適宜見直しを行います。

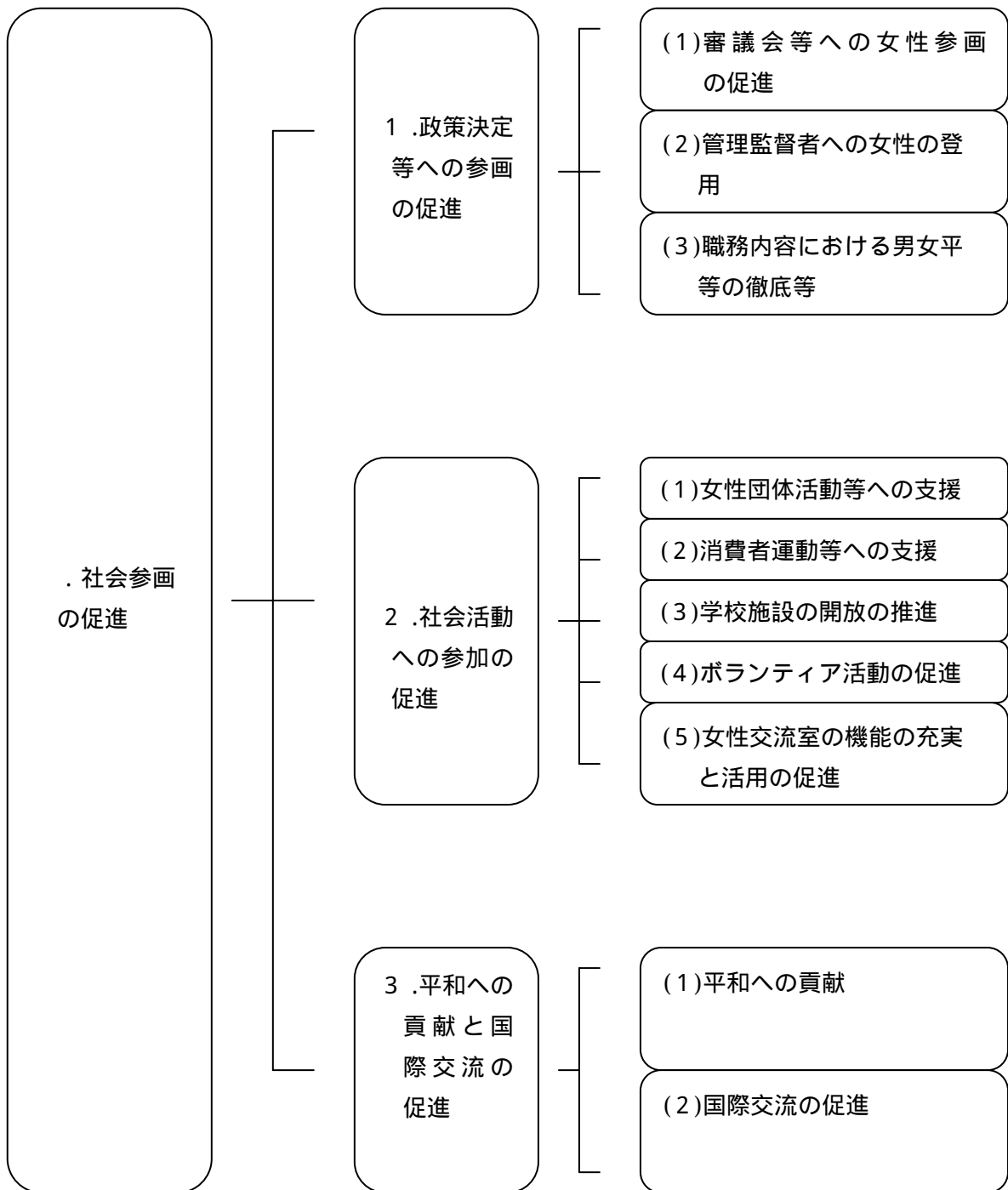
## 第4節 施策の体系

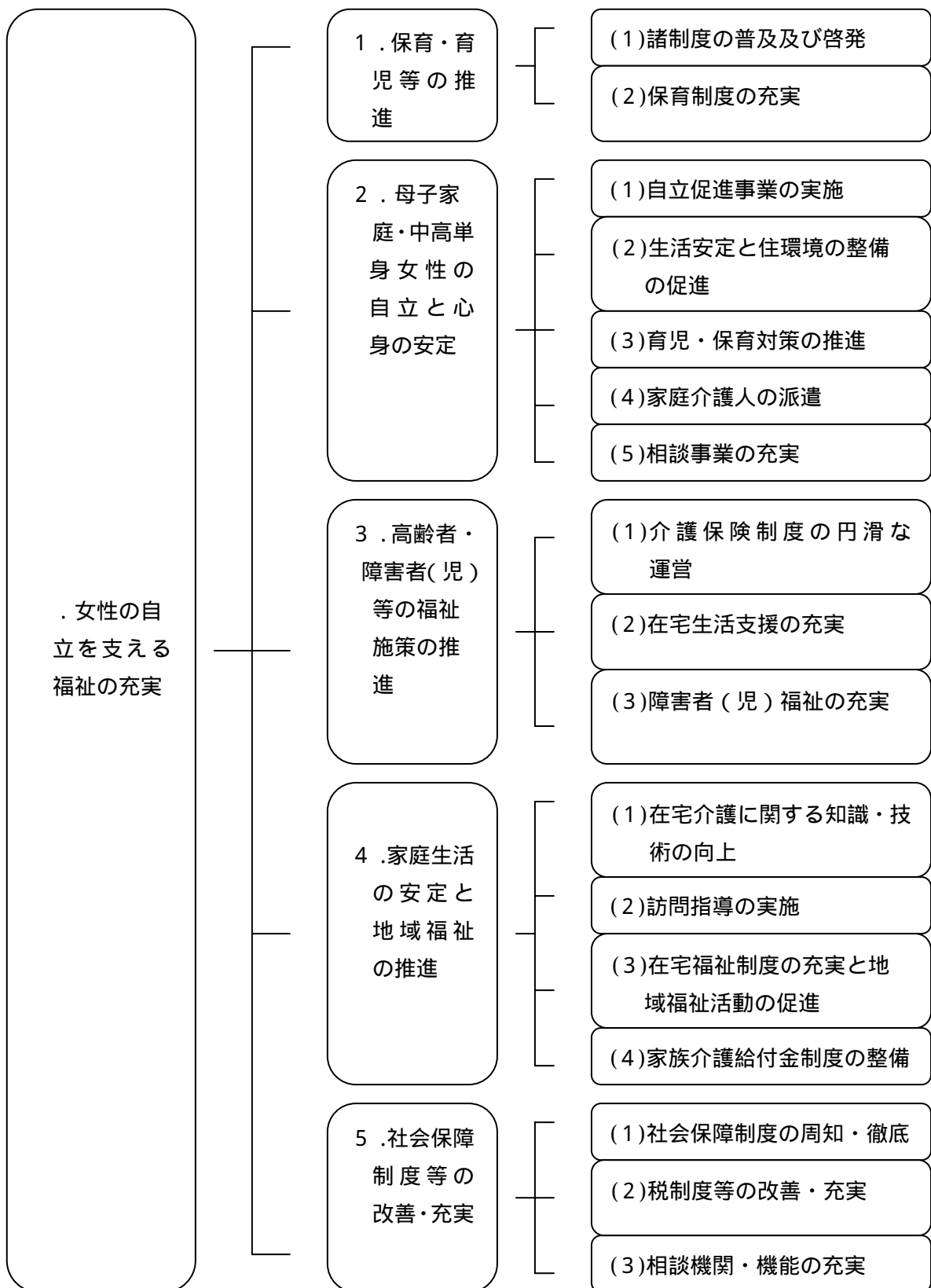


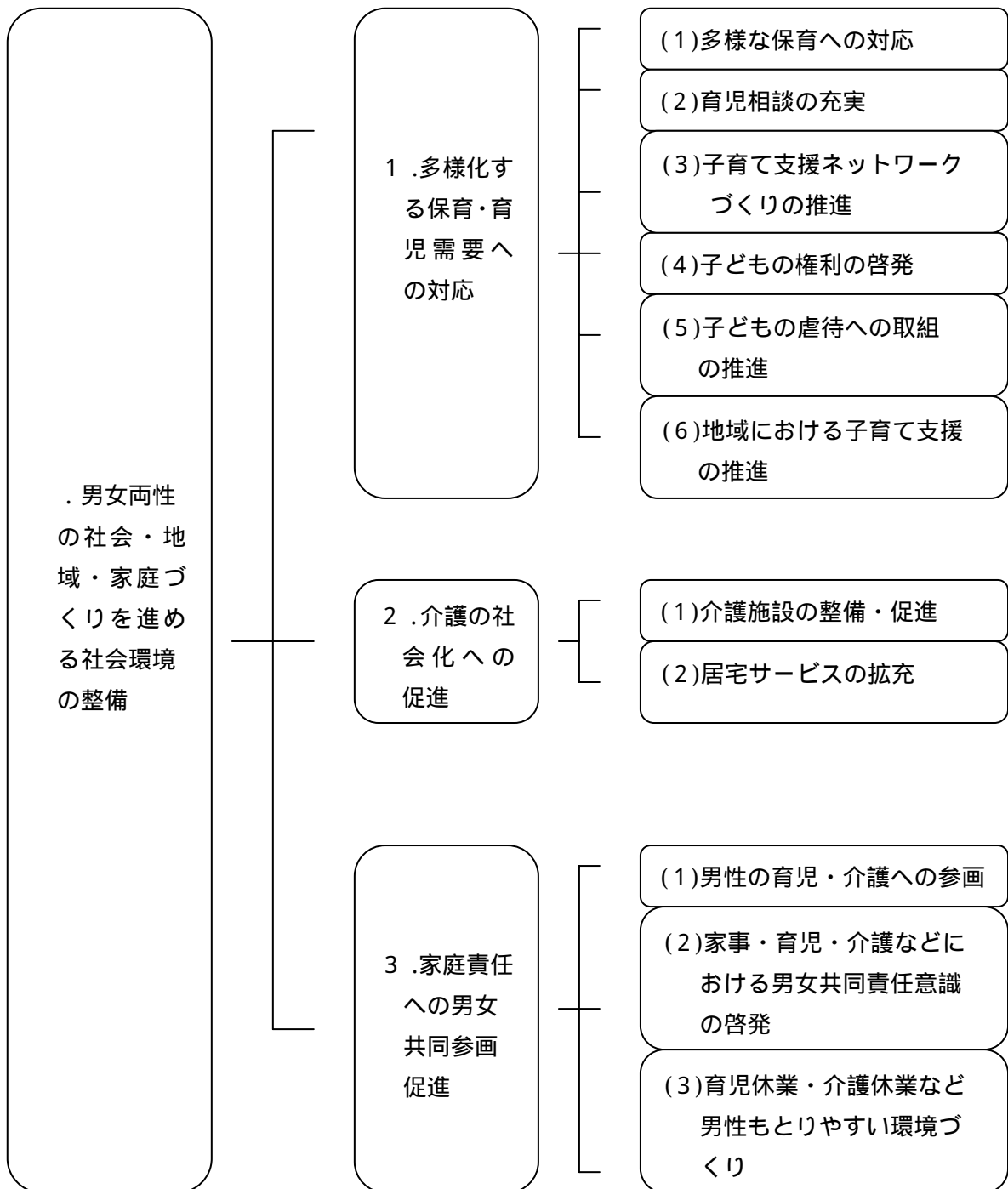


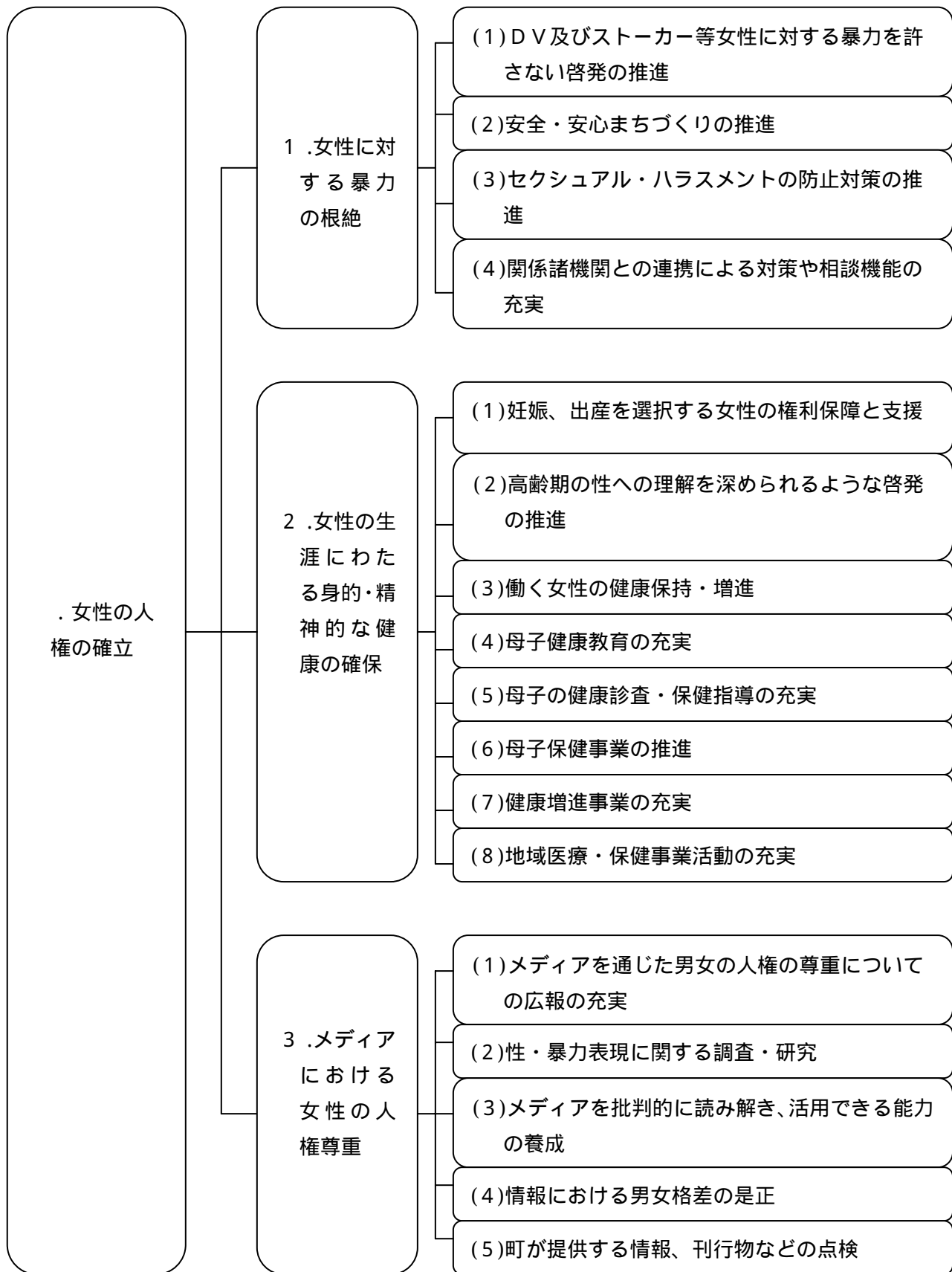












## 第 3 章

# 課題と施策の方向

## 第3章 課題と施策の方向

### 第1節 男女共同参画社会を実現するための意識変革の促進

男女共同参画社会の実現には、男女平等意識の確立が必要不可欠であり、教育や啓発の果たす役割は極めて重要となっています。

日本国憲法は、法の下での男女平等をうたっており、また、教育基本法では、教育の機会均等を掲げ男女平等教育を保障しています。さらに、「人権教育のための国連10年」においては、女性の権利は人権問題であるとの認識のもと、真に男女平等に基づく社会発展をめざすべきだと訴えています。

教育基本法前文において、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」とうたい、教育の機会均等、義務教育、男女共学等を定めています。

教育は、人間性豊かな生涯をおくれるよう、自立の力を養い、積極的に社会参加できる人間の育成をめざしています。また、啓発は、社会生活上の人間関係における正しい人権意識の醸成をめざす取組といえます。

女性問題の解決のためには、平等に教育を受ける機会の保障は勿論のこと、家庭教育、学校教育、生涯学習の推進など、あらゆる場を通じて、乳幼児期からの男女平等を実現する意識の育成が推進されなければなりません。また、地域・職場・家庭の場での男女の対等な参画と責任の分担の啓発を強化するとともに、女性の自立を支援し、能力の開発・向上を図るための学習をも推進させることが求められています。

特に、真の男女平等に基づく男女共同参画社会システムを構築するため、固定的な性別役割分担意識や性差観による慣習や諸制度の改善を図り、男性の意識改革も含め、あらゆる機会を通じて女性問題の啓発に努めることが、なお一層必要となります。

#### 1 固定的な性差観の意識変革の促進

##### 基本方向

真の男女平等に基づく男女共同参画社会システムを構築するためには、学校、職場、家庭等あらゆる生活場面において、固定的な性差観の意識について変革をめざすことはますます重要となっています。

女性問題が住民全体の問題として受けとめられ、ジェンダー（社会的側面

からみた性別のこと)の視点からその解決に向けての取組を一層推進できるよう、すべての住民、団体等を対象に啓発に努めます。

(1) 女性問題に関する調査・研究

国や大阪府などが進める女性政策を把握し、女性問題に関する調査・研究を進め、学校、職場、家庭等における女性問題の取組状況を明らかにしながら、計画の推進に努めます。

(2) 情報資料の収集・提供

国や大阪府などの情報や資料の収集と提供に努めるとともに、住民の自主的な研究活動を促進するため、ふれあいセンター内の女性交流室の情報ライブラリー等の整備・充実をめざします。

(3) 啓発行事の開催

女性問題が住民全体の問題として受けとめられ、その解決に向けた取組を推進させるためには、各種の講演会や講座等を開催するほか、人権問題として位置づけた幅広い視点での取組をなお一層推進していくことが必要となっており、人権啓発活動の一環として男女共同参画週間、憲法週間、人権週間等の取組を通して啓発に努めます。

(4) 啓発資料の作成

女性問題への理解を深めるためには、啓発用パンフレットや資料等を作成し、すべての住民・団体等に配布するなど、一層の啓発に努めます。

(5) 啓発広報の実施

主要な広報媒体である広報“しまもと”を活用し、女性問題に関する啓発をより推進します。

## 2 学校等における男女平等意識の促進

### 基本方向

学校等におけるあらゆる教育活動を通して、男女平等の教育を推進し、伝統的な性別役割分担意識の変革に努めるとともに、真に対等な人権意識の醸成に努めます。

(1) 就学前教育・保育の充実

幼い頃からの男女平等意識の醸成はとても大切なことであり、また、就学前教育・保育の充実は、女性の社会参画を促進する上からも重要な課題といえます。

このため、人権尊重、男女平等の視点に立ち、固定的な性別役割分担意識の解消と、性別にとらわれない多様な生き方が求められるような意識づけをめざした就学前教育・保育の充実を図ります。

(2) 教職員に対する女性問題の啓発

人権尊重の教育を積極的に実践すべき役割を担う教職員に対しては、なお一層児童・生徒の人権を擁護し、男女平等観に基づいた男女平等教育の推進が期待されます。

そのため、性別に偏りのない男女平等意識を高めるための研修機会を拡充し、児童・生徒の男女平等意識の醸成を、なお一層推進するよう努めます。

(3) 男女平等の精神に基づく教育を進めるための研究・指導

すべての教育活動を通じて、男女平等について学ぶ機会を拡充するとともに、女性の能力や適性についての偏見や固定的な性別役割分担意識の是正をめざします。特に、学校における教育においては、男女共生の視点に基づく教育実践の充実に努めます。

(4) 教科書内容の調査・研究と自主教材の整備・開発

学校で使用する教科書について、男女平等の視点に立って調査・研究を行い、採択についても配慮します。また、同じ視点で参考資料なども研究し、自主教材の整備・開発を進めます。

(5) 教科等の指導計画への位置付けの促進

「人権教育のための国連10年」の趣旨を踏まえ、学校教育全般における男女の役割分担等のあり方を常に点検し、固定的な役割意識の是正は勿論のこと、男女平等を基礎とした人権意識を身につけるための指導方法について、創意工夫を行うよう努めます。

(6) 性教育の推進

学校教育における性教育は、男女の性や生殖に係わる機能だけでなく、男女平等の精神に基づき、児童・生徒の発達段階に応じて、相互の望ましい人間関係を育成することが重要です。

このため、人権の尊重、母性の保護、生命の尊厳を基本とした性教育のあり方を見据え、総合的な人間教育として、すべての教育活動を通じて計画的に推進するよう努めます。

### 3 生涯学習の推進

#### 基本方向

人は、家庭や地域社会の中で、さまざまな年齢の人々と交流し、多様な生活体験や社会的経験を積み重ねることにより、主体的に判断し行動できる資質や能力を身につけていくと言われていています。

固定的な性差観を解消し、真の男女平等をめざすためには、各段階に応じた生涯学習の機会や場の提供が必要となります。社会のあらゆる分野での男

女共同参画をめざす講座の開催など、学習機会の充実に努めます。

(1) 女性問題についての学習・講座の開催

生涯学習の機会を通じて、女性問題についての学習会・講座の開催を促進するとともに、男女平等意識と男女の自立についての啓発を一層推進します。

(2) 女性問題指導者の養成

府や大学などの諸機関によるジェンダーに関する指導者養成講座等の紹介とともに参加を促進し、学習機会の創出や情報の提供などを進めるほか、地域へも情報の還元を努め、女性問題に関する幅広い知識の浸透を図ります。このため、指導者養成講座等の受講者や女性問題に取り組んでいる人たちのネットワーク化をめざすことが求められています。

また、女性問題連続講座の充実により、女性問題に関するより一層の理解と認識を高め、女性問題の諸活動を推進する指導者の養成をめざします。

(3) 生涯学習全般の体系づくり

年代各層のニーズを把握し、女性の生きがいを広げ、社会全般にわたる社会参画を高めるために、常に女性の生き方を考えることはとても重要なことと言えます。

「人権教育のための国連10年」に係る計画等の推進に併せて、女性の生涯学習のあり方についての体系づくりをめざします。

(4) 性非行防止と環境浄化の推進

青少年健全育成条例等に基づき、住民、関係団体・機関等との相互の連携のもと、青少年の健全育成のための取組が行われています。

大阪府テレホンクラブ等営業の規則に関する条例をはじめ、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」に基づき、「性の商品化」を防止しようとする取組を促進し、青少年の性非行防止と環境浄化に努めます。

#### 4 家庭における男女平等意識の促進

##### 基本方向

家庭は、男女平等の出発点であり、家庭における男女平等のあり方などについて学習を推進することが必要です。

特に家庭内において、男女平等を十分意識した生活実践を通じて、真の男女平等を実現するための基礎の形成に努めます。

(1) 乳幼児からの男女平等教育の推進

乳幼児期から男女平等観に立った子育てを推進するため、例えば、玩具、

絵本、教材等を「男の子用」「女の子用」にわけて、固定的な性別役割分担意識を助長することのないよう保育、教育に努めます。

(2) 家庭における子育て機能の充実

家庭における男女平等観を育てるための子育て機能（家庭教育）のあり方などについて検討を進め、乳幼児育児セミナーや家庭教育学級における男女平等学習の内容を充実するなど、地域における子育て支援に努めます。

(3) 男女共同の促進

家庭は男女の協力によって成立します。家事、育児は両性の責任であり、子育ては両親の役割であることへの認識を深め、家庭の健全な発展と安定の促進に努めます。

また、特に、日常生活における家事等の役割分担のあり方を考える機会を設けるなど、積極的な男女平等意識の啓発に努めます。

## 第 2 節 労働における男女平等の推進

男女がともに働き、その能力を社会的に発揮し得ることは、人間としての基本的な権利であり、それを保障することは社会の責務でもあります。

働く女性は年々増加し、平成 12 年（2000 年）の雇用者全体に占める女性の割合は 40.7% までになりましたが、まだまだ「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識も根強く残っているなど、就労女性を取り巻く環境には、未だに多くの課題が残されています。

これらの課題の解決をめざし、昭和 61 年（1986 年）4 月に施行された「男女雇用機会均等法」が、平成 9 年（1997 年）に改正、平成 11 年（1998 年）4 月に全面施行されました。この改正により、募集・採用・昇進を含む女性への差別が禁止され、併せて労働基準法の改正も順次図られてきました。

その後、平成 16 年（2004 年）9 月から男女雇用機会均等の更なる推進のための方策について議論が行われ、平成 18 年（2006 年）3 月第 164 回通常国会に男女雇用機会均等法の改正法案が提出され、同年 6 月 15 日に成立しました。主な内容として、男女雇用機会均等法一部改正では、性差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策等、また、労働基準法一部改正では、女性の坑内労働の規制緩和が図られました。

こうした法的な措置などが有効に機能し、男女がともに働く権利を保障される

よう啓発に努めることは重要です。

また、女性の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するセクシュアル・ハラスメントを防止するためには、組織体制を整備し、固定的な性別役割分担意識やしきみ、慣習などを見直し、男女の対等なパートナーシップを確立しなければなりません。

## 1 雇用における男女平等の推進

### 基本方向

女性の働く意志を尊重し、その能力を社会的に発揮することができるよう働く場等の条件整備を推進することは、女性の自立を促進し、人間としての基本的権利を保障することに他なりません。また、あらゆる分野への女性の参画を促進し、その機会の均等にとどまらず、結果の平等を求めていくことは、重要なことと言えます。

雇用における均等な機会は勿論のこと、待遇の平等が確保され、女性労働者の地位の向上が図られるなど、結果の平等がなければ、真の男女平等社会を達成したことにならないとの認識がより一層広がるように努めます。

#### (1) 女性の労働に関する調査・資料・情報の収集・整備

女性の労働に関する国、府、他市町村、民間等における各種の情報資料を収集・整備し、行政施策の基礎資料とするとともに、情報の提供等に努めます。

また、雇用における男女平等を推進するための啓発資料を作成し、女性労働問題についての啓発に努めます。

#### (2) 女性の労働に関する相談の実施

雇用における機会の均等をはじめ、各種の労働相談に積極的に対応できるよう関係機関（労働基準監督署、茨木職業安定所）と連携を密にし、その促進に努めます。

## 2 女性の雇用機会の拡大と職業能力開発の促進

### 基本方向

あらゆる分野への積極的な参画をめざし、女性の雇用機会の拡大、職場への円滑な就業が促進できるよう、職業紹介・職業能力開発などの充実について、関係機関に働きかけます。

#### (1) 職業能力向上の促進

女性のための職業訓練や技術取得ができる専門的な学校の設置について府等関係機関に働きかけます。

また、さまざまな機会をとらえ、職業生活のビジョンと夢が持ち得るような、多様なモデルの展示や能力の開発に関する積極的なPR等を通じ、幅広い情報提供が促進されるよう求めていきます。

## (2) 企業内における男女平等の促進

雇用における機会の均等及び待遇の平等が確保されるよう、男女雇用機会均等法の趣旨、内容等を事業主、労働者をはじめ一般住民に広く周知徹底するよう努めるとともに、職域拡大・職業能力の開発についても促進されるよう働きかけます。

## 3 雇用条件が不安定な就労者の労働条件の向上

### 基本方向

景気の低迷による女子学生の採用抑制、パートタイム労働等が多い女性の雇用条件、最近とみに増加している派遣労働など、女性の就労状況は多様な形態となっています。また、家内労働、パートタイマーなどの雇用形態の労働者は正規の従業員に比べ、労働条件においてかなりの格差があり、現在においても改善が遅れているのが実情であり、その改善の促進に努めることが求められています。

こうした現状は、固定的な性別役割分担意識や慣習などとあいまって、女性の持つ能力が発揮されず、社会経済活動における方針決定への参画など、女性の自己実現を図ることを阻害しています。

このため、多様な就業形態の労働者に適切な情報が提供されるとともに、企業等の事業主に対する啓発指導も強化され、雇用等の条件の向上が図られるよう働きかけます。

### (1) パートタイム労働者の労働条件の向上

パートタイム労働者の賃金や休暇などの労働条件の向上を図るための改善、指導を府や関係機関に働きかけるとともに、税の改善についても国、府に働きかけます。また、「パートタイム労働法」などの周知についても促進します。

### (2) 家内労働従事者の労働条件の向上

家内労働従事者の労働条件（工賃、就労時間、安全衛生等）の改善、就業者の動向等の実態把握に努めるとともに、「家内労働法」を中心に関係者に対し啓発に努めます。

### (3) パートタイム労働者等の相談窓口の充実

パートタイム労働者等の雇用条件、労働条件等の問題等について、関係機

関と連携し、相談窓口の充実が図られるよう働きかけます。

#### 4 家業に従事する労働者の労働条件の向上

##### 基本方向

農業、林業、商工業に従事する労働者、特に社会保障の少ない女性を対象にした労働条件の改善等の促進に努めるとともに、家業に従事する活動の重要性や社会的地位を高めるための広報・啓発に努めます。

##### (1) 家業労働従事者の労働条件の向上

商業、農業における女性労働者の実態を把握し、労働内容、生活実態等の改善を図るための啓発に努めます。

##### (2) 自営業に従事する女性の経営技術の向上

自営業に従事する女性の経営技術の習得や経営管理能力の向上を促進するため、商工団体等と連携をしながら研修会の開催、経営指導や経営相談の充実を図ります。

#### 5 雇用管理における男女平等の推進

##### 基本方向

技術革新等の進展に伴い、労働作業の態様や職場環境の変化等に起因する職業病の予防対策が重要になっており、関係機関等との連携を図りながら職業病に関する啓発に努めます。

また、女性に対する差別を撤廃し、性別にとらわれない個人の能力を重視する考えや、職場におけるセクシャル・ハラスメントなど、女性の職業生活をめぐる様々な問題を解決するための支援を促進します。

##### (1) 雇用機会均等法及び労働基準法の遵守の促進

賃金、昇格、定年制等あらゆる労働条件における差別をなくし、男女平等を促進するため、事業主に対し雇用機会均等法等の啓発に努める一方、働く人々すべての問題として認識され、不平等の是正が図られるよう促進します。

##### (2) 職業病等への対応の徹底

女性があらゆる分野へ進出する中で、職業病などの予防対策が必要となり、法で定められている衛生管理者設置の徹底と定期健康診断の内容の充実、受診の周知徹底が図られるよう事業主に対し啓発に努めます。

また、就労形態や状況が常に明らかにされ、健康保持は勿論のこと母性保護等についても、十分に配慮されるよう働きかけます。

##### (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

企業におけるセクシュアル・ハラスメント防止の取組を促進するよう働き

かけます。また、住民全体の認識を深めるようセクシュアル・ハラスメントについての啓発に努めます。

男女が対等なパートナーとして働ける職場となるよう、セクシュアル・ハラスメント防止のための研修や情報提供の充実に努めます。

セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を受けた被害者に対しては相談体制を整備し必要な支援を行う。

### 第3節 社会参画の促進

社会の重要な政策・方針決定の場をはじめ、社会活動などのあらゆる分野に男女が平等に参画し貢献することが、調和のとれた平和な社会を築く前提条件となります。しかしながら、女性の能力、適性に対する偏見や固定的な性別役割分担意識などにより、女性の能力等が十分に活かされているとはいえ、女性自身の意識や行動を消極的なものにしていきます。

国、地方自治体などの政策決定への女性の参画は、近年進みつつあるものの、十分とは言えません。公職分野、管理職、特定職種においては、依然として、その比率はきわめて低い状況となっています。

こうした状況に対して、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「政策等の立案及び決定への共同参画」を掲げています。男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受できる社会づくりをめざしています。

このため、男女が等しくあらゆる分野に参加できるような社会の仕組や条件を整える必要があり、併せて、女性が主体性をもって、その個性と能力を発揮できるよう女性自身の努力が要請されるとともに、男性についても女性に対する意識変革や理解が強く求められています。

これらのことが促進されるよう各種の教育や啓発の実施をはじめ、政策・方針決定への女性の参画拡大及び女性の社会参画が促進されなければなりません。

## 1 政策決定等への参画の促進

### 基本方向

政策・方針決定への男女の参画は、バランスを欠いており、ややもすると、女性の意見が反映されにくい状況にあります。政策・方針決定の場をはじめ、あらゆる分野へ女性も男性と平等に参画することは、「国際婦人年」が掲げた平等、開発、平和の目標を達成する重要な解決の鍵といえます。

このため、各分野への女性の進出を促進するとともに、町行政においても政策・方針等の決定に係る幹部職員に女性の登用に努める必要があります。

#### (1) 審議会等への女性参画の促進

すべての人が暮らしやすい社会を実現するためには、社会のあらゆる分野で女性の考えや意見が反映され、女性が男性と対等な社会の構成員として、持てる能力を発揮し、自らの向上を図ることが重要です。

本町の審議会等における女性委員の占める比率は約25%であり、他市等に比べて女性の参画比率が高いとはいえませんが、「40%未満であってはならない」とした国の男女共同参画審議会の目標達成をめざさなければなりません。

本町では女性委員比率50%を目標に、女性委員比率ゼロの審議会などの解消や審議会委員の選出方法などの見直しを行い、積極的な登用を進めていきます。

#### (2) 管理監督者への女性の登用

町行政機関における女性の役職者の数は未だ少なく、役職者のほとんどは男性で占められています。政策・方針決定等への女性の参画は、女性が自己実現を図るとともに、生活主体者として社会の構造や仕組みを変えていくことにもつながり、男女がともに人間として豊かな生き方のできる社会の実現と、その調和ある発展に欠くことができないものです。

国の男女共同参画審議会が掲げた趣旨と目標は、地方公共団体である本町においてはより積極的に推進するよう、その社会的役割が期待されているものといえます。

管理監督者への登用は男女平等の原則に基づき、女性も政策決定の諸問題に加われるよう、管理監督者への客観的な登用制度を導入し、個々の能力と適性に応じた登用を進めます。

#### (3) 職務内容における男女平等の徹底等

男女が、対等の立場で職務を分担し合い、協力して円滑に業務を遂行できるよう進めることは、とりもなおさず、住民への行政サービスの水準を高めることにつながります。

また、国が進めようとしている男女共同参画社会づくりを推進する役割を担う本町は、管理職を含む全職員に対して、女性問題についての積極的な研修を行なうなど、啓発、指導に努めます。

このため、職員の配置、職務内容の分担をはじめ、女性の職域の拡大に努めるとともに、女性政策を進める担当組織のあり方や体制の整備について検討を進めます。

## 2 社会活動への参加の促進

### 基本方向

生活水準の向上や価値観の多様化に伴い、生活の質の向上を求めようになり、女性のライフスタイルは大きく変化してきました。

地域における固定的な性別役割分担意識の解消を図り、ともに社会活動で力を合わせながら、男女平等に基づく社会づくりをめざすことは、大切なことといえます。

核家族化、女性の社会進出などとあいまって、地域での支え合い、コミュニティづくりの必要性の高まりなど、男女がともに地域活動に参加することが求められ、そのための条件整備等の必要があります。また、企業等に対しても、積極的に地域的な活動に参加できるよう啓発に努めます。

#### (1) 女性団体活動等への支援

女性団体における諸活動を促進するため、女性交流室的確な利用を促進するほか、積極的な情報等の提供などを図り、その活動の支援に努めます。

#### (2) 消費者運動等への支援

消費生活に関する正しい知識と情報が把握できるよう、その啓発、情報提供とともに、消費者運動等への支援に努めます。

#### (3) 学校施設の開放の推進

学校施設の開放をさらに継続・発展させ、地域住民のコミュニティの場としての活用を促進します。

#### (4) ボランティア活動の促進

生活の質の向上を求め、個性を生かした暮らし方を選択するようになってきた今日、女性のライフスタイルの変化などにより、女性を中心としたボランティア活動が盛んとなっています。

このように、地域と深く係わるボランティア活動をより促進するため、ボランティア情報の提供や学習の機会の充実を図るよう、関係機関・団体等との連携と環境の整備に努めます。

#### (5) 女性交流室の機能の充実と活用の促進

女性が社会のあらゆる分野に参画し、社会を変えていく力を発揮することは、重要なことといえます。このため、女性の自覚と能力を高めるような学習や諸活動を推進し、女性交流室の機能の充実と活用の促進を図ることが必要です。

女性の社会的自立を促進するための情報の収集や提供は勿論のこと、社会的活動等の向上をめざす諸事業を支援するなど、女性交流室を多面的に活用するための設備と活動支援体制の整備に努めます。

また、女性団体においても、女性交流室が活動の拠点となるよう活用の促進を図ります。

### 3 平和への貢献と国際交流の促進

#### 基本方向

平和な社会を実現させるためには、あらゆる差別の解消とともに、国際的な文化の交流を通して、平和への取組に努めることが必要です。

特に、女性問題は国境を越えて密接に関連し合っており、平和と人権の確立をめざし、国際的な連携を深めていくことは不可欠といえます。

女性差別の撤廃と女性の地位向上のため、第4回世界女性会議で採択された行動綱領の趣旨を踏まえ、平和への貢献と国際交流の促進に努めます。

#### (1) 平和への貢献

平和の理念と人権尊重の精神が、広く住民に行きわたるようより一層啓発に努めます。

#### (2) 国際交流の促進

女性問題の解決は、全世界の共通課題であり願いです。この願いを実現するため、国際交流を促進し、女性の国際的視野の拡大に努めます。

また、町内の活動団体並びに、町内在住の外国人たちとの交流を進めていきます。

## 第4節 女性の自立を支える福祉の充実

今日の社会は、少子高齢化の進展や生活環境の変化などに伴い、従来の価値観にとらわれない生き方を選択する傾向が見られます。家族形態が変化する中で、どのようなライフスタイルを選択しても不利にならない社会システムの整備が求められています。

特に高齢者の一人暮らしが増えるなかで、依然として高齢者の介護を主に女性

が担っている状況があり、在宅介護サービスや高齢者福祉制度の充実・浸透を図ることは、女性の自立を支援していくことにつながります。

女性が自らの自立のための力をつけるよう支援し、男女が共に、安心して生活することができるような社会づくりを進めることは、真に男女平等の社会を築くことにつながるものといえます。

また、女性の力を社会に活かし、誰もが安心して暮らせる福祉の町づくりを推進するための諸活動を促進し、地域社会で相互に支え合える地域福祉活動の強化が求められています。

このため、女性の生涯を通じた健康を支援し、自己決定を尊重するための情報提供・相談・援助に関するサービスの充実のほか、自立と多様な生き方を支援するための社会保障・福祉の充実は欠くことのできないものであり、なお一層の充実が望まれています。

## 1 保育・育児等の推進

### 基本方向

安心して子どもを産み育てることのできる社会づくりと女性の自立と参画をともに進めるため、保育所の機能を十分に発揮し、緊急一時保育等について、さらに内容の充実に努めます。

#### (1) 諸制度の普及及び啓発

女性の妊娠・出産に係わる機能を尊重し、母性保護の必要性や諸制度が権利として保障されるとともに、女性が主体的に受けとめ、決定できるよう諸制度の普及、啓発に努めます。

#### (2) 保育制度等の充実

次代を担う子育てを社会的に支援し、地域の保育ニーズに応じた多様な保育サービスを提供するとともに、地域的な子育て支援事業を検討し、住民の積極的な参加・協力を得て乳幼児の健全育成の推進を図ります。

## 2 母子家庭・中高年単身女性の自立と心身の安定

### 基本方向

母子家庭に対し経済的自立が図られるよう、就労支援をはじめ各種支援事業の充実を促進します。

また、単身の中高年女性についても、その生活安定を図り、また、不利益の除去のための対策に努めます。

#### (1) 自立促進事業の実施

母子家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、雇用促進の啓発に努める

とともに、各種の生活資金等の貸付限度額の引上げを国・府に働きかけるなど、自立促進事業等の充実に努めます。

(2) 生活安定と住環境の整備促進

母子家庭・中高年単身女性の生活を安定させるため、各種の福祉手当制度の充実はじめ福祉及び税法上の配慮が進むよう、また、安心して利用できる公営住宅等の優先入居などについても関係機関等に働きかけます。

(3) 育児・保育対策の推進

経済的に自立していくための一助として、母子家庭の乳幼児については、家庭状況を考慮し、健全育成の観点から保育所への入所の優先に努めます。

(4) 家庭介護人の派遣

母子家庭へのサービスの一環として、生活相談及び訪問サービスを行います。また、母子家庭のニーズに対応できるよう、現行派遣制度の拡大、充実を大阪府に働きかけます。

(5) 相談事業の充実

日常かかえている諸問題を解決するための法律相談、生活相談等の充実に努めます。

### 3 高齢者・障害者(児)等の福祉施策の推進

#### 基本方向

介護が必要な高齢者や重度障害者(児)をはじめとする家族による介護は、家事・育児と同様に女性が担う場合が多いのが現状です。高齢化が一層進み、要介護高齢者の増加や長期化、核家族化に伴う老・老介護(高齢者が高齢者を介護する状況)の増加に対し、施設介護は受入数に限界があるなか、家族が介護をすべて担う状況から介護サービスを利用して、社会全体で支える仕組みを浸透させていく必要があります。高齢者福祉サービスや介護保険制度の円滑な運営を図るために、島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画、また、島本町障害者計画及び島本町障害者福祉計画に基づき、高齢者や障害者が安心して地域で自立して暮らせる介護サービス等の基盤整備を図ります。

このため、高齢者や障害者が地域で孤立することなく、地域で共に暮らしていく社会をつくるという地域福祉の理念を実現するため、住民の社会福祉の意識を高め、住民のボランティア活動を支援し、福祉コミュニティづくりを促進するためのボランティア活動や生きがいを高めるための諸活動が活発に展開できるよう、条件整備になお一層努める必要があります。

(1) 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度に関する理解を深めるため、介護サービスの種類、利用のし

かた、保険料の決め方と納め方など、広報に努めるとともに、財政運営の状況などについても周知に努めます。また、介護サービスの基盤の整備・充実についても島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて計画的に推進します。

#### (2) 在宅生活支援の充実

ひとり暮らし高齢者等を対象に、配食サービス、巡回訪問、緊急通報装置設置など、在宅において安心して、生活ができるよう支援します。また、地域における高齢者本人や家族などからの総合的な相談窓口、虐待対応など権利擁護のための支援、介護予防のためのケアプラン（サービス計画）作成、地域において高齢者を支援するケアマネジャー（介護支援専門員）への指導・助言を行うため町直営の地域包括支援センターを中心に、地域の高齢者とその家族及び関係者を包括的に支援します。

#### (3) 障害者（児）福祉の充実

障害者（児）に対する地域社会の幅広い理解を求めるとともに、障害者（児）の自立等を促進する施策などの推進に努めます。特に家族介護への社会的支援の充実をめざす取組をより一層推進するよう努めます。

また、障害者計画及び障害者福祉計画に基づき、障害のある人もない人も共に生きる社会をめざし、地域生活支援の充実、就労や社会参加の場の拡大に努めるとともに、障害についての理解や認識を深める啓発活動に努めます。

### 4 家庭生活の安定と地域福祉の推進

#### 基本方向

家庭生活の安定、充実にかかわる知識、技術を習得できる機会と情報等の提供など、家庭生活の安定を図るための積極的な対策の推進に努めます。

また、地域福祉の推進を図るため、地域での自立生活支援とそれを支える福祉コミュニティづくりが車の両輪として展開されるよう積極的な対策に努めます。

#### (1) 在宅介護に関する知識・技術の向上

年長者、障害者等に対する家庭における介護に必要な情報を収集し、知識の普及と介護技術などの指導・援助に努めます。

#### (2) 訪問指導の実施

地域包括支援センターとの連携のもと、その必要に応じて介護家族への訪問指導を実施し、総合的かつ一体的な介護支援・相談体制の充実に努めます。

#### (3) 在宅福祉制度の充実と地域福祉活動の促進

家庭生活の安定を図るため、ニーズに即したきめ細かな在宅福祉制度の充

実に努めるとともに、地域社会の支え合いを築くよう地域福祉活動の促進に努めます。

#### (4) 家族介護給付金制度の整備

特別児童扶養手当の支給基準の整備と給付金の増額を国・府に働きかけるとともに、在宅福祉介護支援事業や在宅障害者等介護支援事業などの公的な支援事業の整備・充実に努めます。

### 5. 社会保障制度等の改善・充実

#### 基本方向

現行の社会保障制度は、固定的な性別役割分担意識を反映して、女性（妻）を男性（夫）の被扶養者として位置づける考え方から、その多くが世帯単位として運用されています。

また、税制における配偶者控除制度等は、本格的な就業を抑制し、パートタイム労働などの不安定就労を助長するほか、社会保障制度と関連して、就労女性と非就労女性の間不公平感を生じさせています。

さらに、平成12（2000年）年度から介護を社会全体で支える新しい社会保険制度として施行された介護保険制度が、平成18（2006年）年度に改正され、地域包括支援センターを創設するなど、在宅での介護に対する支援の充実と介護予防に重点が置かれた結果、これまで介護の主な担い手となってきた女性の負担が軽減され、ひいては女性の自立が促進されるような制度の運用を図ります。

#### (1) 社会保障制度の周知・徹底

年金制度をはじめ社会保障制度の活用は、それを利用しようとする者の申請から始まることから、その利用が遅れることのないよう、各種の制度について、あらゆる機会や多様な媒体を通じて、制度の周知・徹底に努めます。

#### (2) 税制度等の改善・充実

配偶者控除・配偶者特別控除制度をはじめ、女性の自立を促進するための税制度の一層の改善・充実に努めるよう、国・府に働きかけます。

#### (3) 相談機関・機能の充実

今日の社会はストレス社会といわれ、児童虐待にもつながる育児不安や生活上の悩みのほか、職場等での対人関係や仕事などから生ずるストレスを、解消するための心の健康対策が求められています。

また、女性の生活安定につながるための税・年金制度についての知識を広げることも必要となっています。

このため、関係機関との連携は勿論のこと、町が実施している専門相談

のほか、女性の日常生活全般にかかわる問題について幅広くしかも気軽に相談できる機会の充実と、女性の心の健康対策や税・年金についての相談も、積極的に推進するよう努めます。

## **第 5 節 男女両性の社会・地域・家庭づくりを進める社会環境の整備**

21世紀が、真に男女の平等を確立するためには、男女がともに自立し、心豊かに安心して生活することができるよう社会の条件整備を進めることが、大きな課題となっています。

依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識の払拭をはじめ、職場、家庭、地域等における男女の対等な参画と責任の分担を促進することは、男女が共に人間として豊かな生き方のできる社会の実現とその調和ある発展に欠くことができません。

人口の半数を占める女性には、男性と共に社会の担い手としてあらゆる場に参画し、社会発展に寄与する権利と義務があります。

核家族化の進行や地域コミュニティ意識の希薄化によって、孤独感、育児不安を抱く状況にある女性への支援が求められています。子育て機能の低下による母親の一人育児は、子育てに対し、心理的、肉体的な負担感をもたらし、時には、子どもの虐待という問題を招く結果となっています。男女が均等に、家事・育児・介護などを担いながら、働き続けることを職場や社会全体で支え合う環境づくりを進める必要があります。

このため平成17年(2005年)3月に策定した「島本町子育て支援プラン」を踏まえ、男女がともに子育てに喜びや生きがいを感じることができるようあらゆる分野での幅広い事業展開に努めてまいります。

### 1 多様化する保育・育児需要への対応

#### 基本方向

乳幼児の保育は、母親のみの責任ではなく、男女両性の責任によって行わなければならないが、乳幼児の福祉と女性の自立を推進するため、社会全体としても保護者の子育て支援を十分に行うことが必要とされています。

#### (1) 多様な保育への対応

保護者の就労形態や地域の保育ニーズに応じた多様な保育サービスを提供するため、長時間保育、一時保育などをさらに進めるとともに、産休あけ保

育、病児保育等、保育所機能の充実を図ります。また、待機児童の解消を図ります。

(2) 育児相談の充実

少子化現象が進行する中で、子育てに悩む母親が増加するなど、子どもをめぐる問題も複雑、多様化しており、地域的に子育て支援をするための情報の収集・提供のほか、府等の関係機関との連携のもと、育児相談の充実に努めます。

(3) 子育て支援ネットワークづくりの推進

学童保育を含め、子どもが集団、地域の中で、のびのびと育つよう取り組むことは大切なことです。

このため、保育所や幼稚園・児童福祉施設等が、地域の子どもセンターとして、子育て相談や子育てサークルなどの育成・支援、また、親と子の遊び指導と保育所等の行事・園庭遊びの開放など、その持てる機能を地域に提供し、地域における子育てネットワークづくりを推進します。

また、ボランティア活動の機会を作り、保護者同士の交流を図ります。

(4) 子どもの権利の啓発

「子ども権利条約」の趣旨に基づき、子どもも家庭や社会を担う一員として「権利」を持った社会的存在として認められるよう、より一層啓発に努めます。

(5) 子どもの虐待への取組の推進

近年、増加している子どもの虐待に対しては、児童虐待の防止等に関する法律の改正(平成16年(2004年)4月)及び児童福祉法の改正(平成16年(2004年)11月)により、福祉、保健、医療、教育、警察、司法等の関係機関の連携強化や体制の整備が国及び地方公共団体に責務として義務付けられました。

本町では、平成14年(2002年)1月に島本町児童虐待防止ネットワークを設置し、関係機関と連携に努めていましたが、先の関係法令の改正を踏まえ、島本町要保護児童対策地域協議会を平成18年(2006年)11月設置しました。要保護児童等への対策について、虐待の早期発見、防止及び保護のための総合的かつ効果的な対策を実施することを目的として設置された組織であり、関係機関が役割分担して対策が必要な子どもと親に対し、適切な支援に努めます。

(6) 地域における子育て支援の推進

子育てに関心のある人の地域での子育て支援への参加や子育てボランティア活動、ファミリー・サポート・センター事業等の相互援助活動の促進

に努めます。

## 2 介護の社会化への促進

### 基本方向

在宅における高齢者介護の問題は、介護の主な担い手が女性に偏るところに存在することが多いと考えられます。介護を女性に偏った負担とすることなく、在宅や施設での介護サービスを効果的に利用し、在宅介護の問題を男女が共に理解し、解決に向けて取り組めるよう、支援に努めます。

#### (1) 介護施設の整備・促進

要介護者の増加に対応して、施設サービスを自由に選択できるような地域の施設整備を促進するとともに、質の高いサービスが利用できるように関係機関を支援します。

#### (2) 居宅サービスの拡充

介護の負担を軽減し、安心して心豊かに暮らせるよう、居宅生活の要であるホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイのほか、生活全般を支援する居宅サービスの充実に向けて、関係機関を支援します。

## 3 家庭責任への男女共同参画の促進

### 基本方向

女性と男性が職業生活と家庭生活を両立できるように、労働時間の短縮や育児・介護休業の取得が促進されることが必要です。「子育てや介護は女性の役割」という固定観念を解消し、男女ともに仕事と育児・介護の両立を図り、より豊かな人間らしい生活を送るための意識啓発や男性の子育てや介護への参画が進むような社会全体の意識づくりに努めます。

#### (1) 男性の育児・介護への参画

男女がともに人間らしく労働し、育児・介護といった家族的機能を分担できるようにするためには、労働時間の短縮・育児休業・介護休業等の一層の普及と社会的認識の確立が求められています。

大阪府介護実習・普及センター等が実施する男性向けの講習会や講座などの情報の提供をはじめ、企業等の事業主への啓発指導を行うとともに、休業中の所得保障などの法的整備を国等に働きかけます。また、男性の子育て・介護への参画が広まるような広報・啓発に努めます。

#### (2) 家事・育児・介護などにおける男女共同責任意識の啓発

男女共同参画基本法や育児・介護休業制度などの周知に努めます。男女が共に子育てに関わると同時に、社会全体で子育てを支え合うことの重要性や

子育てについての講座の開催や啓発の充実に努めます。また、介護についても、男女が協力して担い、社会全体で介護を支え合うことの重要性の啓発に努めます。

(3) 育児休業・介護休業など男性もとりやすい環境づくり

男女が家庭責任を担いながら、働きやすい環境づくりを進めていくことが必要です。働く男女が共に育児・介護などを担うことによって職場などで差別的な取扱いを受けることなく安心して働き続けることができるよう啓発に努めます。

## 第6節 女性の人権の確立

男女が性別にとらわれず、自らの人生を自らの判断で決定し、行動することは個人の尊厳にとって最も重要なことであり、男女共同参画社会を実現するためにも、生命、身体、精神にかかわる個人の尊厳が確立される必要があります。

平成11年(1999年)4月に全面施行された改正男女雇用機会均等法により、事業主に、セクシュアル・ハラスメント防止についての配慮義務が課せられました。

また、平成12年(2000年)11月には、「ストーカー行為等の規制に関する法律」、平成13年(2001年)10月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。さまざまな形態で存在する女性に対する暴力は、これまで、社会の理解も不十分で、個人的問題としてみなされることもありましたが、女性の人権を侵害する重大な問題であり、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。

また、本来、生殖機能は、男女がそれぞれ有していますが、女性は妊娠、出産にかかわる機能を固有のものとして持っているため、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。女性も男性も、お互いの身体的特性を十分に理解し、尊重しあうことが重要です。思春期から成熟期、非妊期、妊娠・分娩・産褥期、更年期・高齢期まで生涯を通じて女性の健康対策を心身両面から支援するとともに、保健・医療・福祉の充実に努めていきます。

さらに、今後、高度情報通信社会の進展の中で、メディアが社会に与える影響はますます、拡大するものと予想されます。メディアによってもたらされる情報は、人々の中に男女共同参画意識を浸透させる力にもなり得ます。しかし、女性の人権を侵害しているものに対しては、批判的かつ創造的に読み解き、メディアを変革していくことが必要です。

## 1 女性に対する暴力の根絶

### 基本方向

DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春など、さまざまな形態で存在する女性に対する暴力は、個人の問題に止まらず、女性と社会全体に深刻な影響を与える人権問題であるとの認識を広く浸透させ、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて啓発を進めます。特に、配偶者からの暴力については、相談機関の周知・徹底及び機能の充実を図ります。

- (1) DV及びストーカー等女性に対する暴力を許さない啓発の推進  
暴力が起こる背景や問題性など認識を深める講座などを実施します。
- (2) 安全・安心まちづくりの推進  
犯罪防止に考慮した道路、公園等の施設の普及を図るとともに、防犯対策の強化に努めます。
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進  
町行政におけるセクシュアル・ハラスメント防止体制を強化し、相談者が利用しやすい窓口の充実を図ります。
- (4) 関係諸機関との連携による対策や相談機能の充実  
セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等の被害を受けた女性に対して相談体制を整備するとともに、関係機関と連携し必要な支援を行います。

## 2 女性の生涯にわたる身体的・精神的な健康の確保

### 基本方向

女性も男性も自分の身体や、相手の身体について十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提です。

いつ何人子どもを産むか産まないかを選択する自由等、女性が生涯を通じて、自分の健康を管理し、決定できるような支援に努めます。

また、次代を担う子どもの健全育成と妊産婦等の健康の保持増進をめざして、妊娠、出産、育児についての正確な知識の普及とともに、個別に健康相談が受けられるような体制の整備に努めます。また、母体と乳幼児の健康管理のため、母子保健法などに基づく健康診査や保健指導などの保健サービスの充実にも努めます。

- (1) 妊娠、出産を選択する女性の権利保障と支援  
女性の妊娠・出産に係わる機能が社会的に重要であるという認識を浸透させるため、その機能を尊重し、権利として保障するなど、女性が自ら主体的

に考えることができるような教育・啓発に努めます。

- (2) 高齢期の性への理解を深められるような啓発の推進  
摂食障害、骨粗鬆症、痴呆症など思春期から更年期、高齢期にわたる健康問題に関する情報提供や学習会等を実施します。
- (3) 働く女性の健康保持・増進  
働く女性の健康増進を促進するための啓発をはじめ、特に女性の妊娠・出産に係わる機能が労働における差別に結びつかないように、国等の関係機関に働きかけます。
- (4) 母子健康教育の充実  
妊娠に関連した異常やがんなど喫煙・飲酒が健康に及ぼす影響や妊娠中の胎児への影響についての知識の普及を行います。さらに、未成年の喫煙防止と喫煙習慣化を防止する教育・啓発に努めます。
- (5) 母子の健康診査・保健指導の充実  
妊産婦及び新生児の疾病の早期発見・治療など健康を保持するため保健所等とも連携し、母子の定期健康診査の受診を勧奨し、保健指導及び相談事業の充実に努めます。
- (6) 母子保健事業の推進  
乳幼児の健康診査を積極的に推進・充実させるための実施体制を整備し、施策の推進に努めます。
- (7) 健康増進事業の充実  
平成17年(2005年)3月に策定した「健康島本21」に基づき、住民一人ひとりの主体的な健康づくりへの取組みを進めるとともに、女性特有の疾病や職業病を予防するための健康づくりをはじめ、「健康はつくるもの」という視点に立って、生活習慣の改善による積極的な一次予防を推進します。  
また、子宮がん乳がん等の予防と早期発見のための自己検診法の普及、早期治療を行うための検診体制の機能の拡充、整備が図られるよう、健康の保持・増進のための啓発に努めます。  
また、健康被害をもたらす恐れのある有害化学物質等についての情報を提供するとともに、健康を破壊する薬物乱用の防止などの注意を喚起するための啓発に努めます。
- (8) 地域医療・保健事業活動の充実  
各種健康診査、健康相談、健康教育、予防接種、リハビリテーション等、住民が気軽に利用できる保健センター機能のなお一層の充実に努めます。

### 3 メディアにおける女性の人権尊重

#### 基本方向

メディアによってもたらされる情報が人々に与える影響は非常に大きいものがあり、固定的な性別役割を前提とした女性像・男性像、あるいは、女性の性的側面だけを強調したり、暴力を肯定した表現により、女性の人権を侵害したものが少なくありません。情報の受け手が主体的に情報を選択し、批判的・創造的に読み解くとともに、自己発信する能力の向上が大切です。そのため学習・啓発活動を積極的に行うことが重要です。

(1) メディアを通じた男女の人権の尊重についての広報の充実

男女の人権の尊重について、広報を通して啓発していきます。

(2) 性・暴力表現に関する調査・研究

メディアに関する図書や資料・ビデオなどを収集し、学習や啓発に役立てます。

(3) メディアを批判的に読み解き、活用できる能力の養成

情報の受け手が主体的に情報を選択し、批判的に読み解く能力とともに、活用できる能力を養成する学習や講座を実施します。

(4) 情報における男女格差の是正

女性が情報化（IT機器の利用）の進展に対応した知識や技術を習得し、活用できるような学習機会を充実します。

(5) 町が提供する情報、刊行物などの点検

町が発行する広報誌や出版物については、固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女共同参画の意義が広く浸透するように努めます。

## 第 4 章

# 計 画 の 推 進

## 第4章 計画の推進

### 1 推進の基本方針

女性問題の解決は、行政施策のみで達成できるものではなく、その主体である住民一人ひとりの意識の変革、自主的な努力に負うところが大きいといえます。

女性関係団体をはじめ民間の諸団体の活動等と行政施策が相まってこそ、その成果が期待できることから、この計画の具体的な推進にあたっては、そうした活動等との連携をより一層図るよう努めます。

また、国及び大阪府による施策の推進に待つべき施策等もあり、それらの充実・推進については、国・府に積極的に働きかけるとともに、近隣自治体等との連携にも努めます。

この計画（改訂版）は、平成18年（2006年）4月施行の「島本町男女共同参画推進条例」を踏まえて策定するものであり、町、住民、事業者の責務や基本的施策を総合的に行っていく上で指針となるもので男女共同参画社会の実現をめざして取組を進めてまいります。

### 2 推進体制等の拡充

- (1) この計画の推進にあたっては、町の全部局をあげて取り組むものとし、島本町人権啓発・青少年・女性施策等推進会議において推進します。
- (2) 島本町男女共同参画推進条例第15条第2項の規定に基づく申出（苦情等）に係る事項について、必要に応じて調査、審議し、町長に対して意見（諮問に基づく答申）を述べることで、計画の円滑な推進を図ります。
- (3) 広範多岐にわたる、関連する計画、施策、活動、施設、団体等とのネットワークを形成し、常に計画の推進や整合性、事業等の進捗状況について点検を行い、総合的な施策展開に努めます。
- (4) 女性問題の解決にあたっては、特に女性の視点で問題を考察できるよう、女性関係団体をはじめ民間の諸団体の活動等と連携を強化し、協力して事業の推進を行うことに努めます。
- (5) 町が女性問題を積極的に取上げ、行政組織内部において率先して取り組むよう求められており、その役割を十分に果たせるよう努めます。

# 資 料

## 用語の解説

### 改正男女雇用機会均等法

昭和61年（1986年）4月に施行された「男女雇用機会均等法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」として平成11年（1999年）4月に施行。

改正法では、女子労働者に対する差別を禁止する規定に違反した事業主が是正勧告に従わない場合には公表する制度や、事業主はセクシュアル・ハラスメントを防止するために配慮しなければならないことなどの規定や、男女労働者の間に事実上生じている格差を解消するための取り組みを行う事業主への国の援助が創設された。

なお、「男女雇用機会均等法」の正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女子労働者の福祉の増進に関する法律」という。

### ジェンダー

生物的な女性・男性という性差（セックス）に対し、「女らしさ・男らしさ」のように社会的につくられていく性別・性差のことで女性・男性に「こうあってほしい」と期待してきた役割・イメージによりつくられたもの。

この性差は、社会のうちに構造化され支配関係に組み込まれているという側面を持っている。

### ストーカー行為

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為。その行為をする人がストーカー。

### 性別役割分担意識

男である、女であるという性別を根拠に「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担を行ったり、「男らしさ、女らしさ」というイメージを作り上げ、それに沿った役割を期待することをいう。

## セクシュアル・ハラスメント

性別役割分担や女性を対等なパートナーとしてみない、男性の意識などを背景にして行われる性的ないやがらせのこと。

相手の意に反して、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、また、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。

## 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会のおよび文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会をいう。

## 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる法律。平成11年(1999)6月成立。男女共同参画社会の形成についての基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務が明らかにされている。

## ドメスティック・バイオレンス(D・V)

夫(パートナー)や恋人など親しい関係にある男性から女性に対する暴力をいう。これは単に殴る蹴るなどの身体的な暴力のみならず、威嚇する、妻の存在や要望を理由なく無視する、妻が自分の家族や友人とつきあうことを制限するなど心理的な苦痛を与える精神的暴力や、性的行為を強要したり避妊に協力しないなどの性的暴力などもあげられる。

# 女性差別撤廃条約

(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重するこ

とが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第 1 部

### 第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使すること害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- ( a ) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- ( b ) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- ( c ) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- ( d ) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

( e ) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

( f ) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

( g ) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

( a ) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

( b ) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第 2 部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

( a ) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機

関に選挙される資格を有する権利

- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第 3 部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の就学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

- ( f ) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- ( g ) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- ( h ) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

#### 第 11 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - ( a ) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - ( b ) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
  - ( c ) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
  - ( d ) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - ( e ) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
  - ( f ) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる
  - ( a ) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - ( b ) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - ( c ) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - ( d ) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な処置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

## 第 4 部

### 第 15 条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

### 第 16 条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - ( a ) 婚姻をする同一の権利
  - ( b ) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - ( c ) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - ( d ) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - ( e ) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - ( f ) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - ( g ) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - ( h ) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第 5 部

### 第 17 条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後には 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日その後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

### 第 18 条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれら措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

( a ) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内

( b ) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第 19 条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

#### 第 20 条

1 委員会は、第 18 条の規定により選出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第 21 条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第 6 部

第 23 条 ~ 第 30 条 ( 省 略 )

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

# 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

## 目次

前文

第1章 総則(第1条 第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条 第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条 第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

( 1 ) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

( 2 ) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

( 男女の人権の尊重 )

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

( 社会における制度又は慣行についての配慮 )

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

( 政策等の立案及び決定への共同参画 )

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

( 家庭生活における活動と他の活動の両立 )

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

( 国際的強調 )

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的強調の下に行われなければならない。

( 国の責務 )

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

( 地方公共団体の責務 )

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、

国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進 に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県

男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的強調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指名する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政

機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)(略)

(2)附則(中略)第28条並びに第30条の規定  
公布の日

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）(抄)

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)(前略)第 1344 条の規定 公布の日

(2)(略)

# 島本町男女共同参画推進条例

(平成18年2月9日条例第1号)

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等と女性の地位向上に向けた取組が進められてきた。

これらの取組は、昭和50年(1975年)の国際婦人年を契機として、男女平等を求める流れを受けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、さらには男女共同参画社会基本法などの法整備がされてきた。

しかしながら、現実の社会では、家庭、地域、学校、職場その他社会の様々な分野において女性に対する人権侵害や男女の差別的な取扱いなど、性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、今なお男女間に大きな格差が存在している。

本町においては、昭和60年(1985年)に制定した島本町人権擁護に関する基本条例を基本理念とし、性差別に関わる問題は人権問題として位置付け、島本町男女共同参画社会をめざす計画を策定し、女性の地位の向上や人権意識の啓発に努めてきた。とりわけ町議会への女性議員の進出は目覚ましいものがあり、さらに、審議会委員等への女性登用についても、比較的早くからその推進に努め、実績をあげてきた。

近年、社会的環境も変化し、とりわけ、少子化、高齢化、国際化、高度情報化、労働環境等の変化の中で、すべての住民が平和で豊かに暮らしていくためには、男女が社会の対等な構成員として様々な分野に参画し、共に利益を享受し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が重要である。

このようなことから、本町は、性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会の実現に向け、町、住民及び事業者が協働して、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本町における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、住民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における意思決定の場に自らの意思を持って活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任

を担うことをいう。

- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、心理的、経済的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別による差別的取扱いを受けないこと、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度、慣行等が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が互いに人格を尊重し、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等な立場で参画できるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係があることから、国際的な協調のもとに行うこと。
- (6) 男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自己決定が尊重されるとともに、生涯を通じた健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (7) 女性に対する身体的、心理的、経済的又は性的な暴力は、女性の人権に対する侵害であり、根絶されること。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画の推進を重要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 町は、男女共同参画社会の実現のための施策を推進するために、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 3 町は、男女共同参画の推進について、住民及び事業者の理解及び連携が深まるよう、あらゆる場において必要な施策を積極的に講ずるものとする。
- 4 町は、国及び他の地方公共団体と連携して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 住民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女が共同に参画することができる体制の整備に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動において、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めなければならない。

4 事業者は、職場における活動と家庭生活等における活動が両立できるよう環境の整備に努めなければならない。

(教育関係者等の責務)

第7条 学校教育を始め、家庭、地域、職場その他社会のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女平等の理念を推進する教育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第8条 何人も、直接的又は間接的を問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、異性に対する暴力的行為を助長する表現その他性差別を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第10条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、島本町人権啓発施策審議会の意見を聴くとともに、住民及び事業者の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

( 施策策定上の配慮 )

第 1 1 条 町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮するものとする。

( 広報活動等 )

第 1 2 条 町は、住民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報、啓発、情報の提供、教育その他必要な措置を講ずるものとする。

( 調査研究 )

第 1 3 条 町は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

( セクシュアル・ハラスメント等の防止及び被害者支援 )

第 1 4 条 町は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の防止のための取組を進め、及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

( 苦情等への対応 )

第 1 5 条 住民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情その他の意見がある場合は、その旨を町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申出を受けたときは、速やかに対応するとともに、必要に応じて、島本町人権啓発施策審議会に諮問し、適切な措置を講ずるものとする。

( 相談 )

第 1 6 条 住民は、男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、その旨を町長に相談することができる。

2 町長は、前項の規定による相談を受けたときは、関係機関等と連携を図りながら迅速かつ適切に処理を行わなければならない。

( 推進体制 )

第 1 7 条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な体制の整備に努めるものとする。

( 年次報告 )

第 1 8 条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告を作成し、これを公表するものとする。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の際現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であって、基本計画に相当するものは、第 1 0 条 ( 第 4 項を除く。 ) の規定により策

定され、及び公表されたものとみなす。

( 島本町人権啓発施策審議会条例の一部改正 )

- 3 島本町人権啓発施策審議会条例(平成 7 年島本町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事項」の次に「及び島本町男女共同参画推進条例(平成 1 8 年島本町条例第 1 号)第 1 5 条第 2 項の申出に係る事項」を加える。